

研究報告

英国における建設工事の安全施策に関する調査



田中 救人
技術・調達政策グループ
首席研究員

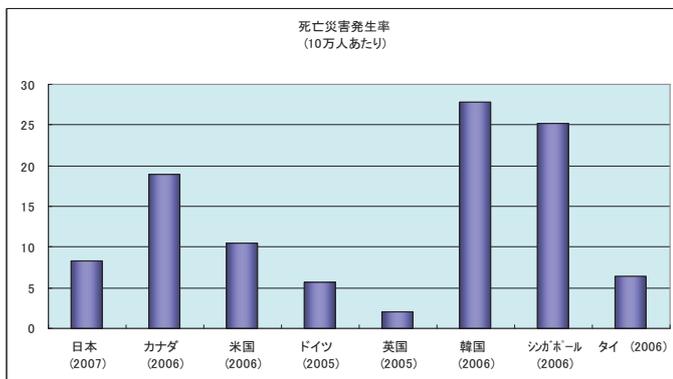


石川 裕一
元 技術・調達政策グループ
上席主任研究員

はじめに

我が国の労働災害発生状況の推移を見ると、近年では、死亡者数、死傷者数は、全産業、建設業ともに減少傾向にある。例えば、全産業の死亡者数は、1,889人(H12)から、1,075人(H21)に、建設業においては、731人(H12)から371人(H21)へと減少している。また、死傷者数(休業4日以上)で見ても同様に減少傾向を示している(出典：建設業労働災害防止協会「グラフで見る労働災害統計」)。

一方、事故発生状況を国際的に比較してみると、我が国の死亡災害発生率は、カナダ、米国より低く、ドイツ、英国より高い位置にあるが、まだ低減する余地はあると思われる(図1参照)。特に英国においては、建設業の死亡災害発生率は、我が国の約4分の1程度である。



注) 建設業労働災害防止協会の資料を基に作成

図-1 建設業の死亡災害発生率の国別比較

本調査においては、英国における建設工事の安全施策を調査するとともに、その効果や施策に対する英国国内の評価を調査することにより、我が国において参考となる事項の検討を行った。施策としては、建設(設計、マネジメント)規則2007(CDM: The Construction (Design and Management)

Regulations 2007)に注目した。当規則にはCDMコーディネータが規定されているが、これは我が国には無い制度である。また、当規則では、コンピテンス(職務遂行能力)が重視されているとされ、それが建設技能認証制度(CSCS: The Construction Skills Certification Scheme)を生んだ。これらの制度の効果に関して、英国国内でどのような評価がなされているかを、資料調査の他、労働安全衛生庁(HSE: Health and Safety Executive)を始めとする関係者にインタビューすることにより取りまとめた。本稿では、この2つに関して報告する。

なお、調査過程で発見した事であるが、建設(設計、マネジメント)規則(CDM)2007の公的な評価作業が実施され2010年に公表される予定であった。本稿執筆中にはまだ公表はされていないようである。

評価結果によっては、規則が改訂されることもあり得るので、こちらもフォローしたいと考えている。

調査結果 (CDM に関して)

1 英国における建設安全分野の施策の推移

英国建設業の安全衛生は、1974年職場等安全衛生法(Health and Safety at Work etc. Act 1974)を根拠としている。1974年法は新たな法案や規制案のとりまとめ、安全衛生規則の施行、災害や苦情の調査、研究の実施と情報やアドバイスの提供など、安全衛生委員会(HSC: Health and Safety Commission)および労働安全衛生庁(HSE)に、広範な権能を与えている。これは1990年代までは死亡災害の低減にかなりの効果を上げていたと見られていた。

1994年のCDM規則は、欧州共同体理事会の「仮設又は

移動型の建設現場における安全衛生上の最低必要条件 (92/57/EEC) 指令を受けてまとめられたものである。

2003年9月に、安全衛生委員会はリスク管理の向上と官僚制度の簡素化を目的として CDM 1994 の改定を決め、さらに CDM1994 規則の改訂版を、1996年建設 (安全衛生福祉) 規則 (CHSW : Construction (Health, Safety and Welfare) Regulations) の一部と併せ、建設関連法令の二大項目を一つの文書にまとめることとした。

CDM2007 は 2007年2月15日に国会に提出され、2007年4月6日に発効し、1994年の建設 (設計とマネージメント) 規則に置き換わった。いずれの建設、解体、維持プロジェクトにも CDM 2007 への準拠が義務付けられており、英国全土で適用される。

CDM で重要な点は、コンピテンス (職務遂行能力) に焦点を当てている。1994年の CDM は、現場の労働者はコンピテンスを持たねばならず、そのコンピテンスを証明できなくてはならないという概念を英国の建設関連法令に初めて取り入れた。建設技能認証制度 (CSCS) は、コンピテンスを証明する必要から生まれたと言って過言ではない。

また、英国の建設関連法と欧州諸外国の関連法との一番大きな違いは、英国では建設関係で安全衛生に違反すると刑事責任を問われることである。安全衛生規則に違反した場合、請負業者に科される罰金及びその他の影響は極めて大きいと考えられる。

2 建設 (設計、マネージメント) 規則 2007

2-1 建設 (設計、マネージメント) 規則 (CDM2007)

業界および安全衛生庁は、CDM1994 は期待したほどの安全衛生上の改善を生んでいないとし、特に以下を問題点としてあげた。

- ・特に発注者と設計者に遅々として受け入れられないこと
- ・期待したほどの効果が計画・管理・コミュニケーション・調整で上がっていないこと
- ・組織と個人のコンピテンスがなかなか向上しないこと

そのため、CDM2007 では以下の面で効果を上げることが意図して作られた。

- ・官僚的な面を減らし、「書面による管理」ではなく「計画

と管理」に焦点を当て、水準を高めること

- ・関係者のコンピテンスの明確化、簡素化を図ること
- ・協調と調整の要件を強め、よりよい統合を促進すること
- ・安全と衛生を向上させること

2-2 規則の改正に関与した組織

CDM2007 (および承認実施細則) は、労働安全衛生庁 (HSE) と建設業界との緊密な協力の下、主に建設業界諮問委員会 (CONIAC: Construction Industry Advisory Committee) の CDM 見直し作業グループの活動によって作成された。この作業グループには英国商務局 (Office of Government Commerce) の立会人、建設業協会 (Federation of Master Builders)、全国専門請負業者協議会 (National Specialist Contractors Council)、建設機械賃貸協会 (Construction Plant-hire Association)、建設発注者グループ (Construction Clients' Group)、住宅建設者連盟 (Home Builders Federation)、建設業協議会 (Construction Industry Council)、土木建設業協会 (Engineering Construction Industry Association) が参加していた。作業グループは 2007年に規則が発効した後解散となった。(なお、2010年1月に、CDM2007の公式評価を監督する目的で、CONIAC グループは再度召集されている。)

2-3 建設 (設計、マネージメント) 規則 2007 の構成

当規則は以下の5部より成り、承認実施細則 (AcoP : Approved Code of Practice) が付属している。

- ー第1部 : 序文
- ー第2部 : 全建設プロジェクトに適用される一般的管理義務
- ー第3部 : 届け出義務のあるプロジェクトに適用される追加義務
- ー第4部 : 作業現場における衛生と安全の要件
- ー第5部 : 一般事項

当細則は、安全と衛生をプロジェクト管理の中に統合させることを目指しており、作業に関わる全ての者に以下の面で協力させるよう働きかけを行うこととしている。

- ・初期の段階からプロジェクトの計画と管理を向上させる
- ・早期に危険を見極め、設計あるいは計画段階でそれを排

除あるいは低減できるようにし、残存リスクは正しく管理できるようにする

- ・安全健康面で最も効果の上がる点に集中的に力を注ぐ
- ・不要な官僚制度*1 を抑制する

また、以下の責任を負う者と責任の範囲を明確に定めている。①CDM コーディネータ ②元請業者 ③発注者 ④設計者 ⑤請負業者 ⑥労働者

※1 原文の直訳であるが、不必要に文書を多く作らせる傾向を指すようである。

2-4 CDM2007 にさだめられた主な役割

①CDM コーディネータ

2007 年版の CDM で新たに導入されたポストである。発注者によって任命され、発注者と請負業者との連絡を受け持ち、安全衛生面について発注者に助言する。この職務は届け出義務のあるプロジェクト*2 にのみ必要とされる。

- ・建設作業の設計計画段階で、発注者に対して安全衛生問題について助言を行う
- ・業務遂行能力のある設計者および請負業者の選定に関し、発注者に助言を行う
- ・初期の建設段階計画の妥当性について助言を行う
- ・安全衛生ファイル（将来の清掃、維持、変更を安全に実施できるようにするための、発注者のための情報）を準備する

※2 30 日以上もしくは延べ 500 人日以上の建設プロジェクトは HSE に届け出る義務があり、CDM2007 が適応される。

②元請業者

現場の主要な請負業者もしくは管理者をさす。

- ・必要に応じて現場規則をまとめ、順守させる
- ・発注者が任命した請負業者を含み、請負業者に適切な指示を与える
- ・無許可立ち入りを阻止する
- ・必要な者に計画を提供する
- ・CDM コーディネータに安全衛生ファイルのための情報を迅速に提供する
- ・設計および設計変更に関連して、CDM コーディネータと連携を取る

- ・全労働者に、適切な安全衛生導入説明、情報、研修が提供されているよう取り計らう

③発注者

自分自身あるいは他の者によって実施される建設プロジェクトに関与しているか、関与する意向の個人あるいは組織。発注者は、プロジェクト従事者のみならず、一般市民などプロジェクトに影響を受ける者の安全衛生について、自らの取り組み姿勢が及ぼす影響に責任を持つ。

- ・コンピテンスがあり適切な資源を与えられたチームメンバーを関与させる
- ・チームに関連情報を提供する
- ・開始時点から福利厚生を整備しておく
- ・職場関連規則に準拠する
- ・元請業者が安全衛生計画を手に入れるまでは工事が始まらないようにする
- ・安全衛生ファイルが準備されるようにする

④設計者

設計に関わっている、もしくは建設工事の仕様を決定する者。設計者は建設作業に従事する者、建築物の変更、増築、改造、解体を行う者、建築物の清掃、維持を行う者、建築物を利用する者もしくは建築物内で働く者、また一般市民を含み、そのような作業の影響を受けるあらゆる者に対する危険やリスクを認識し考慮する必要がある。

- ・設計プロセスの初期から危険を排除しリスクを低減させなくてはならない。

3 CDM の施行による効果

3-1 事故発生状況の変化

英国における近年の「10 万人あたりの死亡者数」の推移をみると、2000 年の 6.0 人/10 万人から、2008 年の 2.5 人/10 万人へと、概ね減少傾向にある。この間には前年より増加した年もある。この変化と CDM1994、CDM2007 の施工の因果関係は現時点では不明である。公式評価の作業の中で分析されると期待される。

3-2 CDM に関する業界等の見解

(1) 組合の対場から言えば、CDM2007 は安全衛生への労働

者の関与に一層焦点を当てることとなった。(建設関連職技術者連合：UCATT(Union of Construction, Allied Trades and Technicians)への聞き取り)

(2) 大手建設会社の見解

- ・ CDM1994 と CHSW1996 が統合されたことでいくらか簡素化はなされたが、規則がいまだに複雑で、責務保持者がしばしば自分の任務や責任を誤解している。
- ・ CDM2007 は建設労働者の安全衛生への意識を高めたが、「発注者」や「設計者」など一部の責務保持者では問題が残る。例えば CDM2007 は「発注者」の安全衛生義務に対する意識向上をもたらしていない。(大手の建設連合の安全衛生政策委員会)
- ・ 「発注者」側の義務の欠如が、安全衛生の分野で規則を守っている会社を著しく不利にするインフォーマル経済を助長させている。つまり、安全衛生策に準拠する建設業界は、プロジェクトを完了させるのに自然と高い料金を課すため、コスト削減のために安全衛生で手を抜く会社に入札で負ける可能性が高くなる(建設業協会：FMB(Federation of Master Builders)資料)。
- ・ 設計者は大半が「古い体質」が抜けていない。例えば建築家は未だに「建築や維持が難しいデザインを出して」くる(建設業協会：FMB 資料)。
- ・ 330 社の土木技術請負業者の統括組織である土木請負業者協会(CECA: Civil Engineering Contractors Association)でも上記と同様の意見であった(聞き取り調査)。

3-3 効果の上がった点(責任意識の高まり)

組合(建設関連職技術者連合UCATT)と土木請負業者協会(CECA)は、CDM2007 が導入されてから業界内でいくらかの改善がみられたと考えている。この規則で全ての責務保持者に明確な役割が与えられたことが効果的だったとみられている。この規則によって本社レベルで責任意識が高まり、事前資格審査の手配は、発注者が自身の責任をより意識するようになったことから、より一般的なものとなってきた。CDM 規則ができる前は、大手請負会社は死亡災害の責任を下請業者に押し付けた場合があったが、CDM 規則はこの抜け穴を塞ぐこととなった。

3-4 改善すべき点、課題

資料調査や聞き取り調査から、改善すべき点として、以下の点が挙げられた。

- ・ 新たに導入された CDM コーディネータ職は、あまり効果的ではなかった。CDM コーディネータ職を廃止し、HSE がサービスを、届出義務のある工事に対して提供するということも考えられる。そうすれば、HSE は不要なペーパーワークを大幅に減らすことができる。
- ・ 発注者のコミットメントが弱く、この規則は取締りが難しい。発注者と設計者にも、責務の履行を確認するための検査を行うべきである。
- ・ 作成書類の量を減らし、監督者、研修、現場の安全化に重点を移す必要がある。
- ・ CDM コーディネータの関与は、計画設計段階からスタートさせる必要がある。
- ・ 全責務保持者の協力が上手くできておらず、一般に建築業者は設計段階が完了した後でプロジェクトに迎えられる。この時点では、建築業者の実践的な知識や経験を役立てるには遅すぎる。

3-5 CDM 改善の論点

以上をまとめると、CDM 改善の論点としては、以下の内容が挙げられるものと思われる。今後の公的評価の推移に注目したい。

- ・ CDM コーディネータを廃止し、届出義務のある工事には HSE が地方自治体建築管理のようなサービスを提供するという案がある。これによって不必要なペーパーワークが大幅に削減する
- ・ 作成書類の量を減らすべきである
- ・ 発注者と設計者は各自の責務をより果たすべきである
- ・ プロジェクトのできるだけ初期に、CDM に定める全責務保持者を関与させる

調査結果 (CSCS に関して)

4 建設技能認証制度

4-1 制度のねらいと導入の経緯

「建設サミット」の後 2001 年に建設業界は、有資格のコンピテンス（職務遂行能力）のある労働者のみを雇用する決意を表明した。コンピテンスおよびコンピテンスの実証と評価が CDM2007 の規則 4 に盛り込まれている。第一要件はコンピテンスで、第二要件はコンピテンスを実証できることである。コンピテンス実証に業界が選択した方法は、建設技能認証制度(CSCS)に代表されるカード制度(後述)であった。

CSCS は建設労働者の「技能が全国基準をもとに認証され、現場で安全に作業するために必要な知識を有している」ことを証明する手段を供するために、1995 年 4 月に導入された。ただし CSCS は任意の制度で HSE が運営するものではない。

建設セクター内での訓練、評価、認証、登録が行われ、労働者が雇用主、監督者、請負業者に対して、自分は最低限のコンピテンスを有していると証明する機能がある。この制度は必須ではないが、元請業者の多くは CSCS カードの保有を労働者に求める。制度を管理している CSCS リミテッドによれば、このカードは信用証明として要求されるケースが多くなってきており、保有していない場合、現場での作業を制限される結果に繋がりがかねない(聞き取り調査)。

またこれ以外にも各種職種に対応した制度がある。たとえば建設機械を扱う作業員向けには「建機認証制度 (CPCS)」等 10 種である。これらは系列カードという。

4-2 制度開発に関与した組織

建設技能認証制度は英国請負業者グループ (UK Contractors Group = UKCG)、建設業界連盟 (Construction Industry Federation)、専門作業グループなどとの詳細な協議を経て開発された。なお、CSCS カード制度は、CSCS リミテッドが所有・管理しており、ConstructionSkills が委託を受け運営している。また HSE によって推奨されている。

4-3 システム普及の契機

労働者全員にカードを所有させることには、業界側からも建設労働者側からも抵抗があった。カードは任意であったため、当初カードはあまり人気がなかったが、2001 年にこの業界は、現場ではコンピテンスを持つ労働者のみとすることを公約したため、CSCS はより広く採用されるようになった。

4-4 カードの実効性

法律上はカードは必須ではないため、一部の組織 (全国店舗工事者協会 = National Association of Shopfitters など) は CSCS の独占的な状態、また一部の大手請負業者には CSCS カードしか認められていないことに異議を唱えている。しかし英国請負業者グループ (UKCG: UK Constructors Group) は自分たちの工事現場で働く者は、作業するには必ずカードを持たなくてはならないとしている。

4-5 制度の詳細

CSCS の狙いは以下のとおりである。

- ・技能職でない特定の職業のための、訓練、認証、登録を奨励する
- ・一定レベルのコンピテンスを持つ特定の建設職業労働者の記録を管理し、そのような労働者に適切な身分証明書を提供する
- ・業界全体でリスクや災害を低減させるために、安全衛生の意識を高める
- ・建設業界内で技能のある労働者の利用を奨励し、国際的にも認められるよう認証および登録を行う
- ・特定の業務に従事するのに必要な技能について、参加者に訓練を施す

CSCS は ConstructionSkills が運営している。赤、青、緑、ゴールド、プラチナ、黄、白と、数種類のカードがあり、それぞれが、カードを申請した労働者の職業に対応している。カードの費用は £ 30 で申請者の負担である。再申請も同額である。

CSCS カードを取得するには、全国職業資 (NVQ: National Vocational Qualifications / SNVQ: Scottish NVQ) を所有していること、そして安全衛生知識についての試験で合格

することの二つが求められる。この試験は 45 分間にテレビのタッチスクリーンで 40 個の選択問題に回答するというものである。

CSCS では、認証団体が ConstructionSkills によるような全国職業基準に基づき、建設業界の雇用主とパートナーシップを組み、資格を授与する。安全衛生の知識は ConstructionSkills が執筆、設計し、業界に提供しているタッチスクリーン型のコンピュータテストで試験する。

いずれの CSCS カードも 3 年から 5 年毎に更新しなくてはならず、更新時には安全衛生試験を再度受験しなくてはならない。ConstructionSkills は申込者が雇用されている職務についてその者の雇用主に書面で確認書提出を求める権利を持つ。CSCS 制度は任意であるため、CSCS 証明を要求するのは発注者もしくは建設業界の責任である。

5 制度導入による効果

5-1 制度導入による具体的な効果

(1) 安全衛生研究受講者が増加

CSCS が死亡災害の発生率低減に全体的にどの程度寄与したのかを示す確かなデータはないが、今や 100 万人以上の CSCS カードあるいはその関連カードの保持者が働いている。これは、少なくとも基本的な安全衛生研修を受けた労働者の数が増えていることを意味し、意識向上につながっている。

(2) 安全衛生への認識の向上

この制度では最低限の訓練が求められるので、安全衛生に大きく寄与したことは確かだが、建設業での災害件数減少への CSCS の貢献度を数量化することは不可能である。このほかに、研修や全体的な意識の向上、業界内でのカルチャーの変化、業界団体のリーダーシップの強化、業界と HSE とのより密接な協力なども成果実現に寄与している。安全衛生が主要な問題・懸念点として認識されたことが、死亡率および災害発生率の改善に協力して取り組もうという姿勢を生み出している。

(3) カードシステム維持に関する課題

カードを取得するために安全衛生試験に合格すること自体にはそれほど費用はかからない。ConstructionSkills の職員によれば、コンピテンス証明に用いるカードのシステムは未だ複雑な混乱状態にあり、様々に異なる条件に基づいたシス

テムとなっている。認証カードが大量に存在するため、「業界がこの状態を維持するには比較的高い費用がかかると思われ、重複のため追加費用が発生している場合もある。」

(4) マイナスあるいは予想外の結果

CSCS は任意の制度であるため、建設業界は導入の圧力をそれほど受けずに済んでいる。ただし、聞き取り調査の中で、カードは労働者のコンピテンスを計るというよりは、仕事へのアクセス権とみなされているケースが増えてきているとのコメントがあった。必要とされる基本的な安全衛生試験はあまり広範囲のものではなく、その人の実際のコンピテンスには合っていない場合もあると考えられる。

5-2 CSCS に関する各界の見解

(1) システムの一般的な評価と課題

当初の狙いと実際との差も明らかになった。

- ・最も低いレベルの CSCS カードを保持者が、もっと複雑で、受けた研修レベルでは危険が生じかねない高い責任を与えられる、といったケースは往々にしてある。
- ・「資格と技能が必ずしもマッチしない」と不平を述べる雇用主もいる。理論では十分資格があっても、実践上では学んだことを正しく応用できない場合がある。「建設を考え直す (Rethinking Construction)」報告書でも、業界が己の労働者を教育し、与えた職務に適した研修を行う努力をするまでは災害は減らないとされており、重要な視点である。
- ・Rita Donaghy 女史の「One Death is too Many」報告書によれば、CSCS 制度は「今後の開発にあたってはより戦略的なアプローチにより統合され更新される」必要がある。特に不正防止、安全衛生試験のレベル向上、更に現在往々にして現場に入った後より高い責任を負わされているが、そうではなく資格に合った職務をカード保持者が遂行するようにするという面がポイントになる。

(2) 制度の導入当初の対応

カードが最初に導入された当初、労働者はカードを取得するのに安全衛生試験を受けることを拒否した。多くのカードは既得権制度を使って取得された。これは規定の日付までは、建設業に何年も従事した事実が証明できれば、CSCS カード

を申請できるというものである。開始されてから 2001 年までは CSCS カード制度は全ての職種に対応しているわけではなかったため、研修に正しい技能内容が含まれており、安全衛生試験が課されている系列カードが認定された。

(3) 制度が普及した理由

この制度の一部である安全衛生試験は建設業界から成功だったが「パーフェクトではなかった」と見られている。これは基本要件とされたため、基本的な安全衛生問題への意識が高まったという点においては成功といえるが、それほど高い水準でなくても合格できることから、限定つきの成功とみなされているのである。2001 年以前にも、研修結果を形に残したい作業者のために CSCS 制度は任意で存在した。しかし、2001 年の安全衛生サミットが大手請負業者の運営の仕方に大きな影響を与え、これ以降 CSCS カードを所持していない者、つまり安全衛生試験を受けていない者は現場に受け入れられないこととなった。労働者がカードを所持するのは任意とはいえ、一部の請負業者はこのカードを要求し、カードを所持していない労働者は採用しなくなった。この面では政府から、また業界からの圧力が、この制度の普及をもたらし、その結果労働者の大多数が安全衛生の試験を受けることとなったと言える。

(4) 分野で異なる制度の浸透の度合

これに関しては多少評価が分かれる。CSCS は任意制であるため、発注者によって必ず要求されるというわけではない。建設業協会 (FMB) によれば、この制度は住宅の修繕・維持・改良市場にはほとんど浸透していない。この市場の非公式経済規模は年間 £64 億であるが、安全衛生基準を無視することで価格を下げるのが常である。労働者はどの CSCS カードでも建設現場に入ることができ、一旦現場に入ってしまうと、だれがどの職務に就くか取り締まる制度がない。そのため、建築現場のボスが費用削減のため低い技能の者を高リスクの仕事に就かせることが簡単にできる。例えば、煉瓦工にクレーンを操作させたりするのである。

逆に、土木請負業者協会によれば、メンバーの 98% が CSCS カードを保有しているとのことである。

(5) 問題点

- ・カードが簡単に偽造できてしまう。現時点では偽物の

CSCS カードがどれほど出回っているのか把握できていない。(聞き取り調査)

- ・安全衛生に関する訓練水準がそれほど高くなくても合格できてしまう。これではコンピテンスカードではなく、単なる技能カードと思われている。(聞き取り調査)
- ・ Rita Donaghy 女史の報告書「One Death is too Many」によれば、一部の発注者が CSCS カードを要求しない。
- ・労働者がしばしば複数のカードを保持するよう求められることがある。例えば、ある現場では CSCS カードが必要であるが、次の現場では別のカードが求められる場合がある。異なるカードで要求される知識は極めて類似していても、労働者は自己費用負担でいくつかの試験を受けなくてはならない場合がある。(聞き取り調査)

(6) CSCS 制度上の課題のまとめ

- 1) 過去にカード偽造の不正が横行していた
- 2) 安全衛生試験を強化する必要がある、より高水準の研修を導入する必要がある
- 3) 現場に立ち入るのに使うだけでなく、職務を遂行する能力があることを意味するならばこの制度はより効果的になる
- 4) CSCS 上の技能レベルは、現場で受け持つ仕事のレベルとは全く関係ない場合が多い。建設マネージャーは、職務責任の割り当てをもっと厳密に行うべきである
- 5) CSCS は一部の専門エリアには不適と思われる

5-3 CSCS の改善の論点

以上から、CSCS 制度の改善の論点としては、以下の内容が挙げられるものと思われる。これについても公式調査が予定されているので結果を注視したい。

- ・カード偽造防止策を講じる
- ・請負業者は、訓練水準の低い労働者に、その技能や経験に見合わない、責任レベルの高い仕事を与えないようにする
- ・カードを取得するための安全衛生訓練のレベルが低いので、そのレベルを上げる

まとめ

我が国の制度との主だった相違点を整理する。

(1) 労働安全衛生法（職場等安全衛生法）関連

英国の1974年職場等安全衛生法(Health and Safety at work etc.Act 1974)の条文を見ると「合理的に実施可能な範囲で、so far as reasonably practicable」という表現が出てくる。この意味するところは、既往文献によれば以下の通りである。

「これは時間的、経済的な費用と、対象となる危険とを、社会通念も加味して比較して考えるもので、日本の安全衛生法には出てこない概念であるといえる。法令がこのような規定であると、何をもちて合理的というかが問題となるが、この点をカバーするのが実施細則である。実施細則は業界団体や企業など、だれでも作ることができ、社内標準でも実施細則となり得るが、これを一定の水準に保つためには、しかるべき機関がこれの妥当性を認定する必要がある。

労働安全衛生を所管する行政委員会ともいうべき HSC が認定したものは「承認実施細則、Approved Code of Practice、ACoP」と呼ばれ、これを遵守しているかどうかは、裁判の結果にも影響するといわれている。」(出典：国際安全衛生センター ホームページ)

(なお HSC は 2008 年 4 月 1 日付けで HSE と統合されており、統合後の名称として HSE が継承されている。)

(2) CDM関連

日英両国共に設計技術者の安全配慮義務は法的に要求しているが、日本は要求事項に具体性がなく、罰則規定はない。

英国は法規の中で要求事項が明快であり、罰則規定がある。またプロジェクトの調整役として、CDMコーディネーターを置いている。

(3) CSCS関連

(日本)

- ・安全衛生能力の証明は個々の技能講習教科内容で証明。
- ・技能資格は、産業界全体を対象として、建設業等の個々の産業の独自性は盛り込んでいない。
- ・技能のランク分けはない。
- ・建設業界で、各々の技能資格を何人持っているか把握は

できていない。

(英国)

- ・建設産業で就労者の安全衛生能力証明を統一した試験で行っている。

(4) 今後の課題

他国の制度を調査し、比較することは社会背景の違いなどもあり大変に難しい作業である。しかし、建設事故をどのように減らすかについては、目標は同一であり、制度面の工夫や努力は十分に参考になるものと思う。今回調査した制度については、公式調査結果が公表される予定である。そのなかにも我が国に大いに参考となる情報が含まれるはずであり、更に情報収集に努めたいと考える次第である。

謝辞 英国内でのインタビュー調査等を、Tim Askew 氏 (Askew International Research)にお願いした。公式、非公式の見解や情報を多く引き出していただいたことに感謝します。

参考文献

- 1) Health and Safety at Work etc. Act 1974
- 2) The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999
- 3) Construction (Design and Management) Regulations 2007
Approved Code of Practice (HSE)
- 4) The Construction (Design and Management) Regulations 2007
Industry Guidance for CDM Co-ordinators (HSE)
- 5) Rita Donaghy's report to the Secretary of State for Work and Pensions One Death is too Many
Inquiry into the Underlying Causes of Construction Fatal Accidents Presented to Parliament by the Secretary of State for Work and Pensions by Command of Her Majesty July 2009
- 6) Rethinking Construction The Report Of The Construction Task Force
- 7) 日英国の建設労働安全マネジメントの比較研究 中川良隆 建設マネジメント研究論文集 Vol.14 2007
- 8) 国際安全センター ホームページ
<http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/uk/law/HealthSafetyatWorkAct1974/index.html>